

## 白鷹町住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金について

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し「白鷹町住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金」を支給します。(すでに価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給した世帯は該当になりません。)

- **給付金の支給額**：1世帯あたり10万円
- **給付金の支給時期**：町が確認書(または申請書)を受取した日から3週間後が目安です。
- **支給の対象となる世帯**：令和5年12月1日において白鷹町に住民登録(住民票)があり、次のいずれかの要件にあてはまる世帯
  - ①世帯全員が、住民税均等割のみ課税者である世帯
  - ②世帯全員が、住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯
- ※世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養(税法上の扶養控除を指します。)を受けている場合は、対象となりません。
- ※令和5年12月以降、他市町村において均等割のみ課税世帯向けの給付金等の支給を受けた世帯は、対象となりません。

- **手続き方法**：世帯の状況により、手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	手続き方法
「確認書」が届く世帯	2月下旬より「確認書」をお送りしています。必要事項を記入し、返送してください。
「申請書」の提出が必要な世帯	令和5年1月2日以降に転入した方や住民税の課税状況が不明な方がいる世帯の世帯主あてに、ご案内をお送りします。必要事項を記入し、返送してください。

## 白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金(こども加算)について

住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、こども加算として児童1人あたり5万円を加算して給付します。

- **給付金の支給額**：対象児童1人あたり5万円
- **支給の対象となる世帯**：次のいずれかの給付を受けた世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯
  - ①「住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加給付(7万円)」
  - ②「住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金」(10万円)
- ※対象となる児童について
  - ・令和5年12月1日時点で、同一世帯にいる18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
  - ・令和5年12月2日から申請期限までに出生した児童
  - ・別世帯であるが扶養している児童(単身で寮に入っている児童等)
- **手続き方法**：世帯の状況により、手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	手続き方法
「確認書(申請書)」が届く世帯	対象) 7万円または10万円の給付金を受給した世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯 手続き) 「支給のお知らせ」の内容に変更がない場合は、3月下旬(予定)に振り込みます。内容に変更がある場合は、同封している変更等の書類をご返送ください。
「申請書」の提出が必要な世帯	対象) 令和5年12月2日以降に出生した児童及び別世帯であるが扶養している児童 手続き) 該当すると思われる世帯の世帯主あてに、案内をお送りします。要件に該当する場合は必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

- **確認書・申請書の提出期限**：5月31日(金)まで(必着)
- **その他**
  - ・DVを理由に避難している方で、給付金を受け取ることができる場合がありますので、お問い合わせください。
  - ・確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をして給付金を受給した場合は詐欺罪に問われることがあります。
  - ・この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

**【注意!!】** 給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

## 【ご確認ください】 新型コロナワクチン接種証明について

新型コロナワクチンの接種証明について、以下のとおり変更になります。

証明書の種類	変更点について
紙の証明書の発行	変更なし。引き続き健康福祉課窓口で発行します。令和6年3月31日までの接種（直近5回分）について証明書を発行します。
接種証明書アプリ	4月1日以降、新たな証明書の発行、更新ができなくなります。アプリで発行された証明書はそのまま利用できますが、最新の状態にするには令和6年3月31日までに再発行機能を使って再発行を行う必要があります。
コンビニ交付	コンビニの端末での接種証明書の発行は、令和6年3月31日午後11時をもって終了します。

● 定期接種の対象者  
65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者

● 接種回数・時期  
年1回（秋・冬）  
※上記以外の方の接種は任意接種となります。

● 定期接種、任意接種ともに具体的な接種時期や接種費用などについては、決まり次第お知らせします。

【新型コロナワクチン接種についてのお問合せ】  
健康福祉課健康推進係  
☎ 8610210

## 4月以降の新型コロナワクチン接種について

## 東北中央自動車道『山形PAスマートインターチェンジ』が令和6年3月24日（日）午後3時に開通します

開通日時：令和6年3月24日（日）午後3時

設置箇所：東北中央自動車道（山形上山（やまがたかみのやま）IC

～山形中央（やまがたちゅうおう）IC間）

所在地：山形県山形市大道端地内

運用時間：24時間

運用形態：一旦停止型のフルインター形式  
（上下分離型※）

※福島方面（上り線）の入口と新庄方面（下り線）の入口が分かれていますのでご注意ください。

対象車種：ETC 車載器を搭載した全車種

